

正規職員以外

※正規職員以外とは、臨時的任用職員や会計年度任用職員など
公立学校共済組合の短期組合員のことを指します

給付事業

本人療養補助金	会員が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付 (2,000円上限)
家族療養補助金	会員の被扶養者が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付 (1,000円上限)
入院療養手当金	会員が療養のため連続5日以上入院したとき 1日につき800円を給付
弔慰金	会員が死亡したとき ●会員本人 10,000円
セカンドライフ助成金	会員が退職（死亡を含む）等によって、会員資格を失った とき在会中に掛けた掛金相当額の50%を給付
退職互助部加入 積立給付金	会員が退職（死亡を含む）等によって、会員資格を失った とき在会中に掛けた退職互助部加入積立相当額を給付

厚生事業

宿泊補助	会員及びその扶養認定配偶者が親睦やリフレッシュを目的 に指定宿泊施設に宿泊したとき補助 ●年度内の総泊数5泊まで
鑑賞補助	会員がスポーツやコンサート等の鑑賞をしたとき入場料金の 一部を補助 ●年度内2回まで（2,000円以上の入場料金の半額／2,000円上限）

